

障第1118号
令和5年11月16日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

医療用物資の追加配布の実施について（キャンセル及び追加要望分）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力賜り、誠にありがとうございます。

標題の件、令和5年7月25日付け障第556号にて当課から照会したところですが、配送時期及びキャンセル・追加要望に関し、以下の4点について厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課マスク等物資対策班から連絡がありましたので通知します。

なお、この通知はすべての施設等に発出していますが、対象となりますのは前回照会でご要望いただいた施設等のみとなりますので、ご了承願います。（新規要望は受付不可です）

1 配送時期について

「令和5年9月を目途に順次配布を開始し、遅くとも同年12月中には配送完了予定」となっていましたが、手続き上の都合により配送開始時期は以下の通りとなります。

配送開始予定：令和5年12月末

配送完了予定：令和6年3月末

2 N95マスク及びフェイスシールドについて

配布予定数量を大幅に超える要望があったため、配布数量の調整を行った結果、各配布先へは要望の1割～2割程度の数量を配布することになりました。

3 キャンセルについて

本配送に関し、国の事務連絡内にてキャンセル不可としていましたが、当初予定での配送が困難な事から、現時点でのキャンセルの申し出を受けることとなりました。なお、キャンセルする場合は全物資についてキャンセルとなります（配布先単位でのみ受付可、物品単位での受付は不可）。

4 アイソレーションガウン、非滅菌手袋について

配布予定数に若干の余裕があり、配布枚数の追加要望を受け付けることになりました。

なお、キャンセルする物資がない場合のみ追加要望可能です。また、前回要望を提出した配布先のみとなります。新規配布先の登録はできませんのでご注意ください。

<キャンセル・追加要望入力フォーム>

<https://logoform.jp/form/T8mB/420482>

回答期限：11月22日（水）13:00まで

<QRコード>



※ご提出がない場合は配送内容にご同意いただいたものとして取り扱います。また、この照会以後のキャンセル・追加要望は共にできませんのでご承知おきください。

5 本件照会にかかる問い合わせ先

岐阜県 健康福祉部 感染症対策推進課

医療・検査体制対策室 医療機関支援第二係

TEL:058-272-1111（内線 9431）

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係

係長	若原	担当	佐藤
----	----	----	----

TEL	058-272-1111（内線 3490）		
-----	-----------------------	--	--

FAX	058-278-2643		
-----	--------------	--	--